2　推進機関
2.1　ディーゼル推進機関 ……□
2.2　ディーゼル電気推進機関 ……□
2.3　タービン推進機関 ……□
2.4　ハイブリッド推進機関 ……□
2.5　上記以外の推進機関 ……□
3　達成されるエネルギー効率設計指標（ＥＥＤＩ）
3.1　第20規則１の規定に従い得られた達成されるＥＥＤＩは、このＥＥＤＩを計算する過程も示すＥＥＤＩ技術ファイルの情報に基づいて計算されている。 ……□
達成されるＥＥＤＩは、……グラム－CO_2／トン－マイルである。
3.2　達成されるＥＥＤＩは、次のいずれかに該当する場合には計算されない。
3.2.1　船舶が、第２規則23に定める新船ではないため、第20規則１の規定に従い免除されている。 ……□
3.2.2　推進機関の種類が、第19規則３の規定に従い免除されている。 ……□
3.2.3　第20規則に定める要件が、第19規則４の規定に従い船舶の主官庁により免除されている。 □
3.2.4　船舶の種類が、第20規則１の規定に従い免除されている。 ……□
4　要求されるＥＥＤＩ
4.1　要求されるＥＥＤＩは、……グラム－CO_2／トン－マイルである。
4.2　要求されるＥＥＤＩは、次のいずれかに該当する場合には適用されない。
4.2.1　船舶が、第２規則23に定める新船ではないため、第21規則１の規定に従い免除されている。 □
4.2.2　推進機関の種類が、第19規則３の規定に従い免除されている。 ……□
4.2.3　第21規則に定める要件が、第19規則４の規定に従い船舶の主官庁により免除されている。 □
4.2.4　船舶の種類が、第21規則１の規定に従い免除されている。 ……□
4.2.5　船舶の積載量が、第21規則２の第一表に示す最低積載量閾値（いき）以下である。 ……□
5　船舶エネルギー効率管理計画
5.1　船舶が、第22規則の規定に従い、船舶エネルギー効率管理計画（ＳＥＥＭＰ）を備えている。 ……□
6　ＥＥＤＩ技術的ファイル
6.1　ＩＥＥ証書が、第20規則１の規定に従い、ＥＥＤＩ技術的ファイルを添付している。 ……□
6.2　ＥＥＤＩ技術的ファイル識別番号又は検査番号 ……
6.3　ＥＥＤＩ技術的ファイル検査日 ……
この記録は、全ての点について正しいことを証明する。
……において発給した。
（記録の発給の場所）
……（年／月／日）　……
（発給の日付）　（記録の発給について正当に権限を与えられた職員の署名）
（必要に応じて、当局の印章）

○国土交通省告示第八百三十八号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会作名表に登載された。

平成二十七年七月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平27 第5011号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5012号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5013号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「長野交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5014号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「金沢交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5015号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5016号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「倉敷交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5017号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5018号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「北九州交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5019号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「長崎交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5020号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「宮崎交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで
平27 第5021号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで